

一括受ガスに関する検討

2018年10月29日

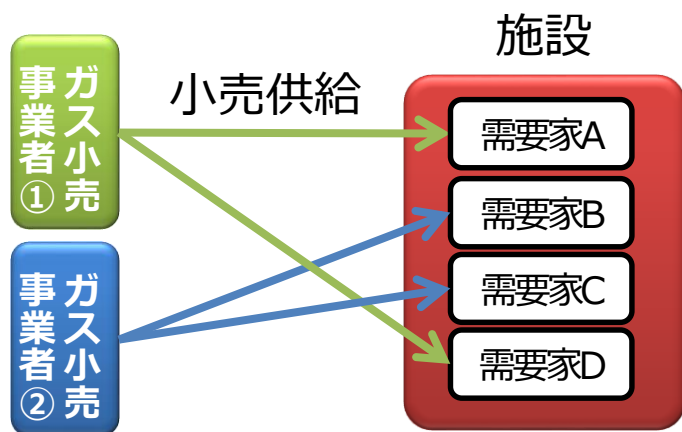
資源エネルギー庁

一括受ガスの概要

- 一括受ガスとは、施設の管理事業者等が、小売供給契約上の需要家としてガスを一括して調達し、調達したガスを最終的な使用者へ受け渡す行為をさす（注）。

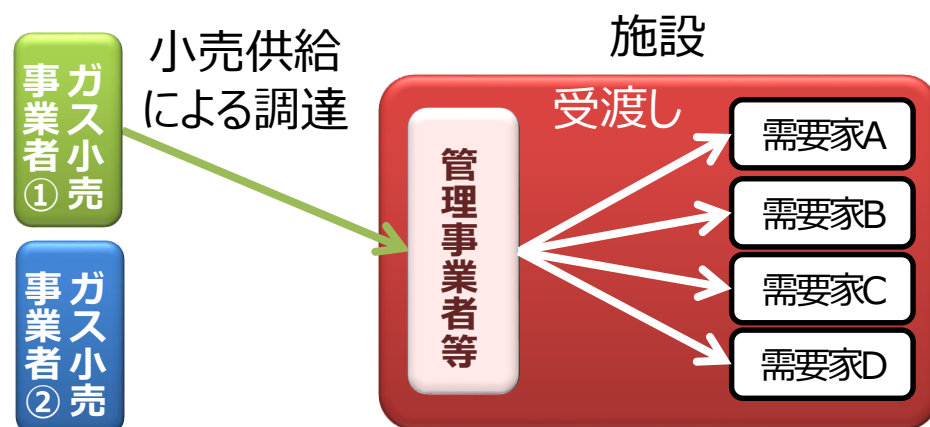
通常の小売供給のイメージ

小売供給契約の主体は**最終需要家**



一括受ガスのイメージ

小売供給契約の主体は**管理事業者等**



(注) 施設共用部にガス消費機器があり、管理事業者自身が当該機器で消費するガスの「最終的な使用者」になる場合と、管理事業者自身で消費するガスがない場合があるが、いずれの場合も施設各戸の居住者等が消費する全てのガスを管理事業者が購入し、これを各戸の居住者等に受け渡す行為を伴う。

一括受ガスに関するガス小売全面自由化前の議論

- ガス小売全面自由化前の時点では、ガスシステム改革小委員会において、保安、受ガス実態、スイッチング選択肢等の観点を踏まえ、一括受ガスの許容はしないと整理された。

<第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料4の整理概要>

マンション一括受ガスは下記の整理により許容しないこととされた。

● 低圧導管でガスが引き込まれるマンション

- 仮に一括受ガス事業者が存在しても、当該者が何らかの設備の保有・管理を行っている訳ではないことが多く、それ故に、ガスの供給を受けているという実態（受ガス実態）がない場合も想定される。
- 受ガス実態がない場合のガスの受渡し行為は、電気における許容されないビジネスモデルと同様であり、許容されない。

● 高中圧導管でガスが引き込まれ、一括受ガス事業者が敷地内の変圧器で変圧するマンション

理由1：保安（マイコンメーターの設置）

- マンション各戸の取引用ガスメーターは、法令上、異常時における遮断機能を有したマイコンメーターとされている。
- 法令上、一括受ガス事業者にはマイコンメーターを設置する義務はない。
- 仮にマイコンメーターが設置されたとしても、当該マイコンメーターにガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない。
- 一括受ガスを許容した場合、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって担保できない。

理由2：受ガス実態

- 一括受ガス事業者が保有する変圧器については、一般ガス導管事業者に保安義務がある。すなわち、変圧器の実質的な維持・管理は、一括受ガス事業者でなく一般ガス導管事業者が行っている。
- 一括受ガス事業者に受ガス実態があるとは言い難い。

理由3：スイッチング選択肢

- ガスの小売全面自由化後において、仮に一括受ガスを容認した場合、マンション各戸の需要家がガスの供給者を選択する際に、一定の制約を受けることも想定される。（電気の一括受電は、小売全面自由化前から行われているビジネスモデルであり、ガスとは事情が異なる点に留意が必要。）

また、将来的に許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理された。

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項 (草薙委員)】

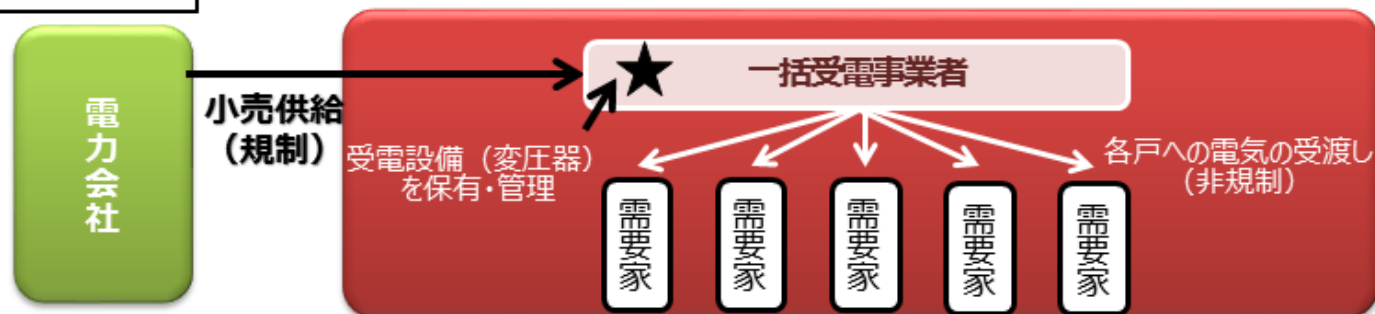
電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルについては、ガスにおいては認められるのか。

＜電気の一括受電について＞

- 電気のいわゆる「マンション一括受電」とは、「高圧一括受電」とも呼ばれており、一括受電事業者が受電設備(変圧器)を保有・管理し、電力会社から高圧で受電した電気を低圧に変圧した上で、マンションの各戸に対して電気を供給するというもの。
- また、電気の小売供給とは電気事業法上、「電気の利用者」に対して行うものとされており、マンション一括受電の場合における「電気の利用者」とは、電力会社から実際に電気を受電している一括受電事業者である。
- このため、電力会社から一括受電事業者に対する電気の供給行為については電気事業法上の規制を受ける一方、一括受電事業者からマンションの各戸に対してなされる電気の受渡し行為については、「一の需要場所内における電気のやり取り」であるとして、電気事業法上の規制を受けないビジネスモデルとして整理されている。(注1)
- 他方、一括受電事業者が受電設備(変圧器)を保有・管理しない場合など、当該一括受電事業者が電気の受電実態があるとは言えない場合においては、こうした一括受電事業者がマンションの各戸に対して行う電気の受渡し行為については、電気事業法上、許容されないビジネスモデルであるとして整理されている。

(注1) 電気事業法の規定に基づく説明義務・書面交付義務等の各種の規制については、一括受電事業者に対しては課されない。

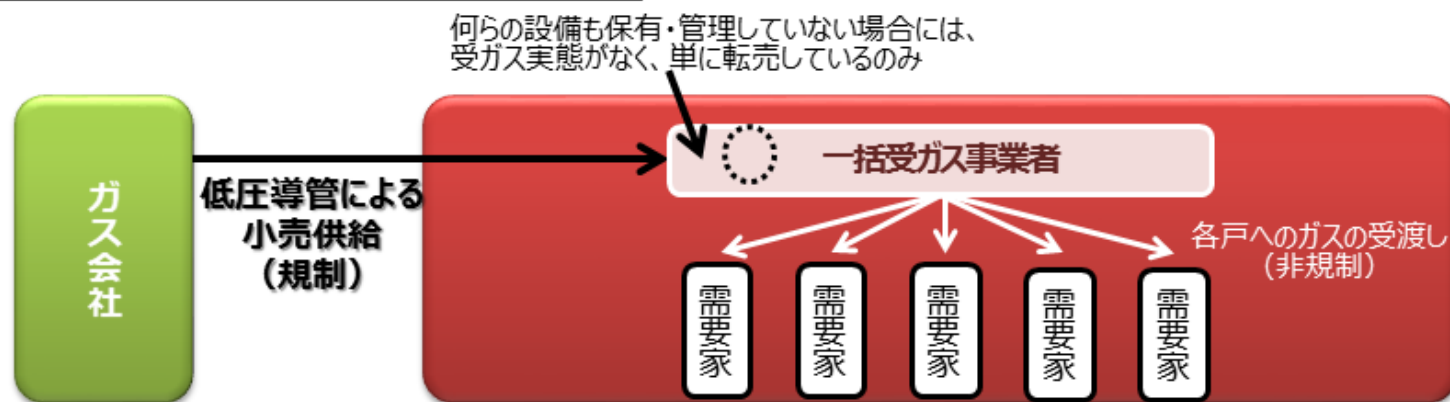
一括受電のイメージ



<ガスにおける取扱いについて>

- マンションに対するガスの供給については、**低圧導管によって行われることが一般的**である。
- このような場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸に対してガスの供給がなされるため、**仮に一括受ガス事業者が存在したとしても、この者が何らかの設備の保有・管理を行っている訳ではないことが多く、それ故に、ガスの供給を受けているという実態（受ガス実態）がない場合も想定される**ところである。
- このため、一括受ガス事業者を受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸に対して行うガスの受渡し行為については、**電気における許容されないビジネスモデルと同様であることから許容しないこと**としたい。
- 次に、敷地外の導管が**高中圧導管**であり、かつ、一括受ガス事業者が**ガバナー（変圧器）**を保有・管理し、電気の**一括受電事業者**と同様に、一括受ガス事業者が**変圧した上で**マンションの各戸に対して**ガスを受け渡す行為**についてどう整理するかが論点となるが、**次頁の理由により、現時点においてはこの場合においても許容しないこと**としたい。

低圧導管による小売供給に係る一括受ガスのイメージ



＜いわゆる一括受ガスといったビジネスモデルを許容しない理由＞

(理由①)

- 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、異常時における遮断機能を有したもの（マイコンメーター）でなければならないこととされている。
- この点、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス会社と一括受ガス事業者との取引のために設置されるガスメーターに限られ、そもそもガス事業法上、一括受ガス事業者にはガスメーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない。(注2)
- このため、これを許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって担保することができない。

(理由②)

- 電気事業法上、一括受電事業者が保有する受電設備（変圧器）については当該一括受電事業者には保安義務がある一方、ガス事業法上、一括受ガス事業者が保有するガバナー（変圧器）については内管と同様、一般ガス導管事業者には保安義務がある。
- このため、このガバナー（変圧器）の実質的な維持・管理を行っている者は一般ガス導管事業者であり、一括受ガス事業者ではないことから、この意味においても、一括受ガス事業者に受ガス実態があるとは言い難い。

(理由③)

- 今般の法律改正においては都市ガスの小売全面自由化を行うこととしている一方、仮に一括受ガスというビジネスモデルを認めることとした場合には、マンションの各戸の需要家がガスの供給者を選択するに当たり、一定の制約を受けることも想定される。(注3)
- なお、将来的に、一括受ガスというビジネスモデルを許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理することとしたい。

(注2) ガス事業法においてガス工作物とは、「ガス事業の用に供するもの」であることとされている。

(注3) 電気の一括受電は、小売全面自由化前から行われているビジネスモデルであり、ガスとは事情が異なる点に留意が必要。

一括受ガスに関するガス小売全面自由化後の議論①

- ガス小売全面自由化後、一括受電事業者が同様の販売手法により多数のガス需要を効率的に獲得できるようになる等の理由から、競争の活性化のために一括受ガスの実現に向けた検討を進めるよう、新規ガス小売事業者からの意見が寄せられた。

第24回制度設計専門会合（2017年11月28日）資料3-1

東京電力エナジーパートナー・中部電力・関西電力提出資料より、一括受ガスに関する意見を抜粋

3. その他 制度的な課題等に対する要望

課題5 マンション一括受ガス

10

■ 2016年 ガスシステム改革小委

マンション一括受ガスは下記3点の理由があるため、現時点では認められない供給形態（今後のニーズも踏まえた継続課題）と整理。

- ① 一括受ガス事業者が設置する子ガスメーターには、ガス事業法上の**保安規制が及ばず**、保安面で後退のおそれ
- ② ガバナー（変圧器）の実質的な維持管理は一般ガス導管事業者が実施、一括受ガス事業者には受ガス実態がない
- ③ 一括受ガスを行った場合、**需要家選択肢に制約**を生ずるおそれ

■ 電力ではマンションの一括受電が広く普及しており、**新築物件の約5割を占める**との調査※もある。

■ 仮に一括受ガスが実現すれば、**既存のマンション一括受電事業者**等の参入が期待され、市場活性化につながるのではないかと。

■ 引き続き、実現に向けた検討をお願いしたい。

※2016年1-6月の新築一括受電マンションの普及率は戸数ベースで49.30%、物件ベースで31.06%

【出所】(株)東京カンテイプレスリソース（2016.10.31）

一括受ガスに関するガス小売全面自由化後の議論②

- 2018年、規制改革推進会議投資等WGにおいて、一括受ガス容認に関し議論があった結果、規制改革実施計画で、一括受ガスについて平成30年度に検討し、結論を得て、必要に応じて速やかに措置を講ずることとされた。
- 同WGでは、LP販売事業者が顧客住宅の配管を所有し、住民との継続的な取引を確保する慣行（いわゆる無償配管）が都市ガス業界に広まることや、消費者選択や保安の観点を懸念する意見も提出されていた。

<規制改革実施計画（2018年6月15日 閣議決定）>

● 事項名

No.32 ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）

● 規制改革の内容

一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

● 実施時期

平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置

本WGにおける一括受ガスの論点例

- 一括受ガス解禁を求める声が存在する状況を踏まえ、本WGにおいて一括受ガスについて御議論いただきたい。
- 議論の際には、例えば下記のような論点について議論を深めてはどうか。

① 価格競争促進効果

一括受ガスに期待する価格競争促進効果は、どの程度働くと見込まれるか。

② スイッチング選択肢

全面自由化後のガス小売市場において、一括受ガスに伴い、本来最終使用者が保持すべきスイッチングの選択肢が制約されることについてどのように考えるべきか。

③ 需要家保護

一括受ガスでは、ガスの最終使用者が小売供給契約の主体でなくなるため、ガス事業法に定める需要家保護が最終使用者に及ぼせなくなることをどのように考えるべきか。

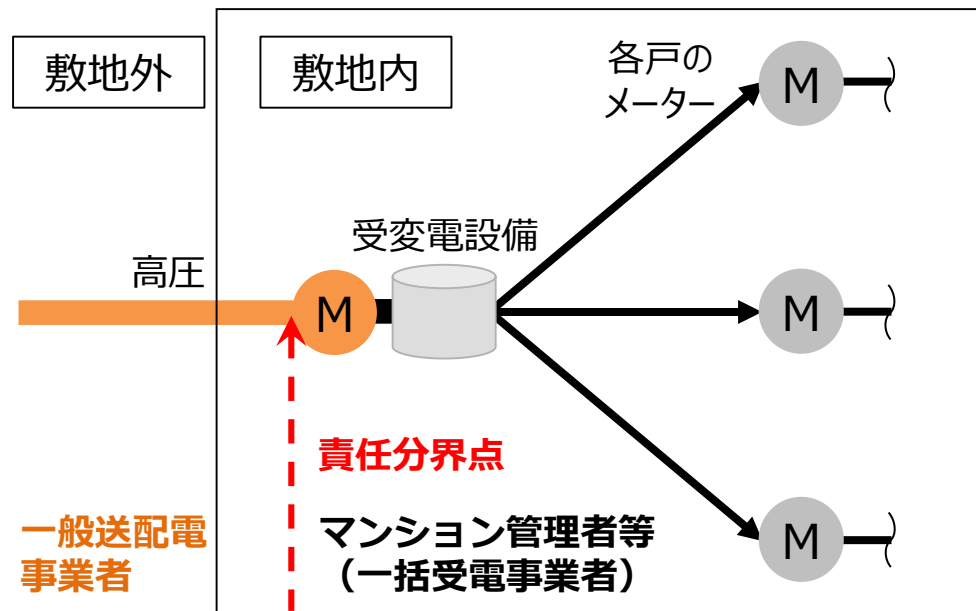
④ 保安水準と受ガス実態

現行の一般ガス導管事業者が負うこととされている保安責任を前提に、一括受ガスにおける保安水準が維持できるか、管理者等を需要家とみなせるのか（いわゆる受ガス実態の有無）といった論点について、どのように考えるべきか。

論点例① 価格競争促進効果

- 電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合では新規参入者から、規制改革推進会議投資等WGでは有識者から、一括受ガスによるガス販売への参入促進を図るべきとの指摘があった。
- 高圧一括受電では、一括受電事業者が受変電設備の設置コスト・保安義務を負い、低圧よりも割安な高圧託送料金が適用される点が事業性の源の一つである。
- こうした観点も踏まえつつ、一括受ガスに期待する価格競争促進効果は、どの程度働くと見込まれるか。

一括受電マンションの電力供給例



論点例② スイッチング選択肢

- 一括受ガスの議論において参照されることの多い一括受電は、下記のような特徴を持つ。
 - 最終使用者は小売供給契約の当事者でない。
 - 一括受電事業者が設置する受変電設備等のコスト回収を行うため、一括受電サービスは10-15年程度の長期契約となることが一般的である。このため、最終使用者のスイッチングに対して、契約上の制約がかかることとなる。
- 一括受電事業者以外の電力小売事業者からは、一括受電の物件にはスイッチ提案ができないとの指摘がある。
- 自由化されたガス小売市場では、新たな小売料金メニューの登場等により最終需要家がスイッチングを希望する可能性がある。
- これらの観点を踏まえ、現行のガス小売市場において、一括受ガスに伴い、本来最終使用者が保持すべきスイッチングの選択肢が制約されることについてどのように考えるべきか。

高圧一括受電サービスの利用規約イメージ（一括受電事業者と最終使用者間の契約）

（高圧一括受電サービス利用規約）

本サービスは、本件建物内の全ての電気の利用について、当社と契約し利用するサービスであり、個別に小売電気事業者からの電気の供給は受けられません。

（マンション管理規約）

当該契約期間は、契約が成立した日から、対象物件の最先引渡し日から10年目が経過した日までとなること。但し、期間満了の6ヶ月前までに管理組合又は〇〇会社のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、更に3年間の自動更新となり、以降も同様の取り扱いとなること。

論点例③ 需要家保護

- ガス小売事業者は、ガス事業法に基づき需要家保護（供給条件説明等、契約締結後書面交付、苦情等処理）に係る義務を負っている。
- 一括受ガスでは、ガスの最終使用者が小売供給契約の主体でなくなるため、ガス事業法に定める需要家保護が最終使用者に及ぼせなくなることをどのように考えるべきか。

<ガス小売事業者が負う主な需要家保護義務>

○ガス事業法

（供給条件の説明等）

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 （略）

（書面の交付）

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一～三 （略）

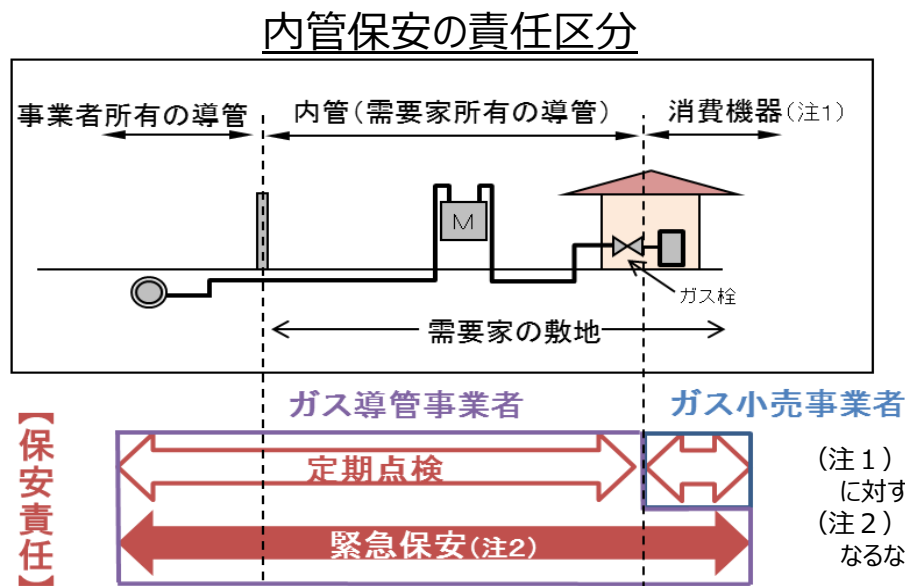
2 （略）

（苦情等の処理）

第十六条 ガス小売事業者は、当該ガス小売事業者の小売供給の業務の方法又は当該ガス小売事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該ガス小売事業者から小売供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

論点例④ 保安水準と受ガス実態

- 一般ガス導管事業者は、各戸のガス栓までの保安責任を負い、ガス工作物の維持・管理を実施する義務を負っている。当該整理は、一般ガス導管事業者が一元的に内管の保安責任を負うことで下記の利点が得られるとの議論を踏まえたもの。
 - 一般ガス導管事業者による保安業務・災害時対応の迅速かつ効率的な実施による、保安水準の維持。
 - ガスのノウハウを有しない者が、ガス小売事業へ容易に参入できるようにすることを通じて、競争活性化を図ることができるようになること。
- 現行の保安責任の整理では、一括受電における一括受電事業者のように、ガスを使用している需要家とみなすことができる（受ガス実態を有する）主体は存在しない。
- 現行の一般ガス導管事業者が負うこととされている保安責任を前提に、一括受ガスにおける保安水準が維持できるか、管理者等を需要家とみなせるのか（いわゆる受ガス実態の有無）といった論点について、どのように考えるべきか。



(注1) ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(注2) ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

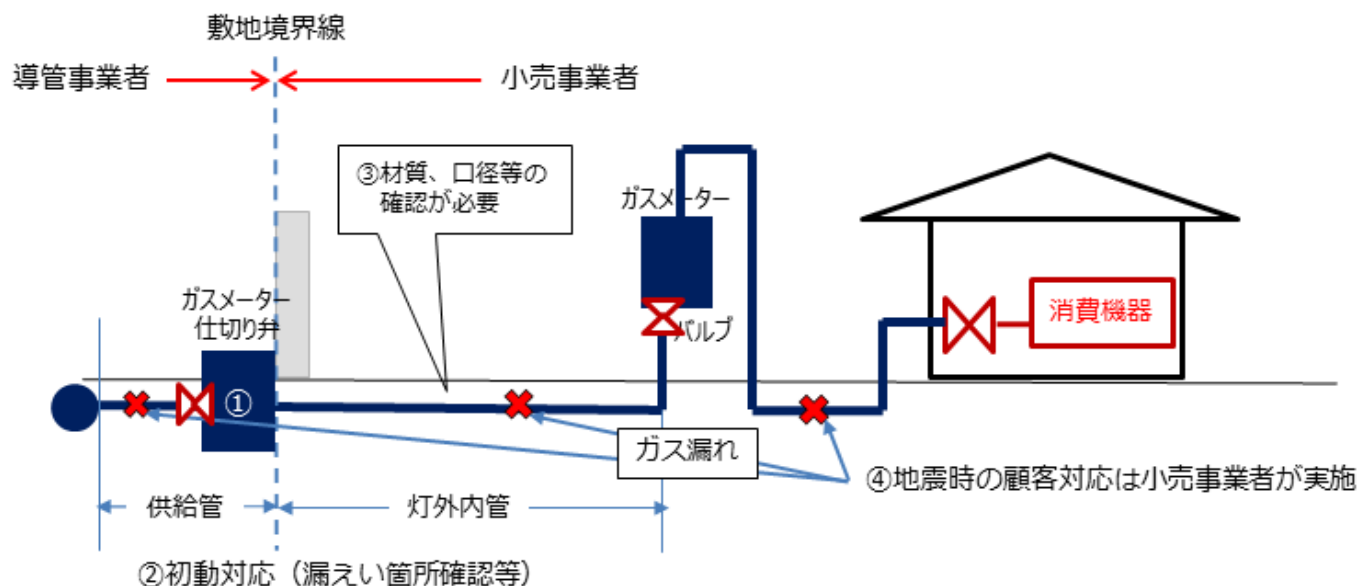
内管の保安責任に関する課題 (考察)

- 導管事業者が、内管の保安責任を負うことによって、これまで長年にわたり蓄積された知見や経験、ネットワークとしての面的一体な管理と体制等により、通常保安業務（漏えい検査・内管工事）、緊急保安業務のほか、大規模災害時対応を含めた諸課題に対して、迅速かつ効率的な対応が可能となる。
- 仮に、小売事業者が内管の保安責任を有する場合は、LP事業者等のガスのノウハウを有する事業者も含めた新規参入事業者の全ての事業者において、通常保安業務、緊急保安業務から、大規模災害時対応までといった広範かつ高度で専門性の高い現場の状況に応じた的確な対応が可能となるかの点において懸念が生じる。
- 需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するとの今般のガスシステム改革においては、ガス工事やガス保安の知見や体制を有していない者の自由な新規参入をも想定した仕組みとしている。したがって、内管の責任区分の変更は、ガスのノウハウを有しない者にとってのガス小売事業への新たな参入障壁となり、小売自由化の意義を損なうこととなる。

敷地境界線で保安責任を担う者が変わることへの懸念 (イメージ)

仮に、敷地境界線 (供給管と内管) で保安責任を担う者が変わることで、以下のコスト増加や保安レベル低下の可能性が見込まれる。

- ①責任分界地点 (敷地境界線) における仕切り弁、ガスメーターの新規設置
- ②供給管又は内管の埋設部に漏えいが発生した場合の緊急時対応の二重化 (初動対応)
 - ・現行では導管事業者が一元的に対処しているが、敷地境界線で保安責任が変わることにより、漏えい箇所の特定ができていない場合において、導管事業者と小売事業者が両者同時に対応することになる。また、導管事業者と小売事業者がそれぞれで対応し、事故情報の覚知や共有に時間を要することで、二次災害の発生や拡大の懸念が増す。
 - ・導管事業者と小売事業者が別々に要員確保、車両・拠点整備をすることで、社会的コストが増加する懸念がある。
- ③導管事業者と小売事業者との間で、配管の設置状況、検査履歴等を相互に共有する新たなシステムの構築が必要となる。
- ④地震等大規模災害時の顧客対応
 - ・導管事業者は、面的・一体的な対応が可能である一方、小売事業者は、点在する顧客に個別対応する必要があるため、社会全体としてみた効率的な災害対応力の低下を招き、顧客サービスへの不満や不公平感を増長しかねない。



平成29年 事故実績 (件)	
灯外内管	107
供給管	33

※ガス事業法に基づき報告のあった件数であり、ガス漏れの結果として、火災・爆発や避難誘導、交通困難等をもたらした事故をいう。(事故総件数は407件)